

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
日本システムサイエンス(株)	東京都千代田区平河町2-4-14

### 2. 指名停止措置期間

平成27年12月4日から平成28年3月3日 3ヵ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、厚生労働省発注のマイナンバー制度導入に絡む業務の入札に際し、日本システムサイエンス(株)が受注できるよう便宜を図った見返りに、同社の元代表取締役から賄賂として現金100万円を受け取ったとして、警視庁捜査二課が、平成27年10月13日、厚生労働省職員を収賄の容疑で逮捕したものである。

なお、同社の元代表取締役に対する贈賄容疑については、公訴時効(3年)が成立している。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎勝行 (内線2512)